

資料 2－1

令和 7 年度 事業計画（案）

1 基本的な考え方

行政や交通事業者等の協働、連携により、計画目標の達成に向けてそれぞれの役割分担を明確にして実施していく。旭川市地域公共交通会議及び旭川市地域公共交通計画分科会を継続して開催し、事業の実施状況の確認を行い、事業の円滑な実施を行う。

2 令和 7 年度 事業計画（案）

(1) 旭川市地域公共交通会議の開催

旭川市地域公共交通計画に基づく事業の進行把握、公共交通関係者間の連絡調整、及び道路運送法等に基づく協議等のため最大 5 回程度の会議開催を予定。

(2) 旭川市地域公共交通計画分科会の開催

旭川市地域公共交通計画の推進に向け、専門的な内容についての協議や計画の進行管理を行うため、交通事業者、道路管理者、交通会議の事務局職員により構成される分科会を随時開催予定。